

介護療養病床の廃止、医療療養病床の大幅削減に反対し、拙速な法改正の中止を求める緊急団体署名

内閣総理大臣 小泉純一郎 殿
厚生労働大臣 川崎 二郎 殿

住 所

団 体 名

㊟

代表者名

㊟

現在、国会に提出されている06年医療制度「改革」関連法案の中の「介護保険法の一部改正」事項に、介護保険が適用される「介護療養型医療施設を平成24(2012)年3月31日をもって廃止する」ことが盛り込まれています。併せて、政府・厚生労働省は、現在25万床ある医療保険適用の「医療療養型病床」を10万床削減し平成24年には15万床にするとしています。また、法改正を待たず、06年診療報酬「改定」では、医療型療養病床に医療の「必要度」を導入、「必要度」の低い患者の診療報酬を大幅に切り下げ、介護施設への転換を誘導しました。このような動向の中で、いま、療養病床を抱える医療機関では、将来の経営不安から病院閉鎖などが始まり、医師・看護師不足等と相まって、地域医療に対する住民の不安が高まっています。

現在、療養病床は医療保険病床と介護保険病床に分けられ、それぞれの保険制度に基づいて運営・管理されています。法案での介護型療養病床「廃止」方針は、医療費削減に向けて病床削減を行おうとするものですが、突然出されてきたものであり、審議会等でもほとんど検討されていません。医療や介護の現場の声を十分に検討し、拙速に「介護療養病床廃止」などの病床削減を行うのではなく、医療型療養病床の診療報酬や介護型療養病床の介護報酬を引き上げるなど、必要な医療・介護が国民に提供できるようにしなければなりません。

高齢者が増加していく将来の医療提供体制の構築は、「療養病床数の削減」という、財政のみの観点から議論されるべきものではなく、包括的な国民的議論を要する課題です。第4次医療法改正によって、「その他の病床」を一般病床と療養病床に区分する政策を進め、介護療養病床に追い込んだ患者さんたちに対して、今回の改正で「療養病床を無くす」という政府の施策はあまりにも無責任です。同時に、拙速な廃止により国民に十分な慢性期医療が提供できなくなることが危惧されます。必要な医療・介護が国民に提供できるよう、以下、要請するものです。

記

1. 法案における「介護療養病床の廃止」を撤回すること。
2. 療養病床の削減方針を撤回すること。
3. 医療型療養病床の診療報酬や介護型療養病床の介護報酬を引き上げること。

以上